

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西海市長 杉澤 泰彦

市町村名 (市町村コード)	西海市 (42212)
地域名 (地域内農業集落名)	西海西小地区 (池崎、太田和、岳、大岳)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月28日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内の農地の特徴として、狭小地や不整形で条件が悪い農地が多く、農地の荒廃が進行しやすい側面もある。さらに、近年の集中豪雨等の自然災害により、水路の埋没や水稻作付の減少が見られ、ため池や堤の維持管理が以前よりも課題となっている。

また、高齢化や後継者不足など担い手が不足しがちなことから、農地の継承が難しくなり、持続可能な農業に大きな影響を与えている。

地域全体では約50%近くが荒廃農地となっていることから、状況を改善するため、地域内において果樹や露地野菜をメインとした基盤整備計画が進んでいる。

令和6年度に整備計画面積を25.6haとして、太田和基盤整備地区が事業採択を受けた。事業完成は令和12年度を見込んでおり、整備後は馬鈴薯やみかん、露地野菜の作付を予定している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

持続可能な農業の実現のため農地の集約化と耕作条件の改善により、効率的で持続可能な農業を実現し、高品質な果樹や露地野菜の生産を通じて、地域のブランド力を高める。

また、水路やため池の整備を通じて、自然災害に強いインフラを構築する。若者や新規就農者が安心して農業に取り組める環境を整備するとともに、地域の農産物を活用したアグリツーリズムなど、体験型観光などの取り組みについても検討し、地域の活性化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	63.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	63.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域の農地及びその周辺の担い手が耕作を継続する意思がある農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の集約化を進め、一筆ごとの農地面積を拡大することで、農作業の効率を上げる。農地の形状を改善し、機械化が容易になるようにする。太田和基盤整備地区については、農地の集積を令和6年度から開始しており、中間管理事業を活用した集積・集約化を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の基盤整備に取り組み、機械化やスマート農業を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し、栽培技術の指導や経営相談を通して新規就農者だけでなく地域内外から多様な経営体の育成が可能となる取り組みを推進する。若者や新規就農者を対象とした農業研修プログラムの実施などを検討するなど、担い手の育成を図る取り組みを支援する。 農地の継承を円滑にするための法的支援や補助金制度など地域の担い手に即した情報共有を図る。また、JAの担い手支援センターなどの研修事業を活用し、地域で可能な場合においては、受講生の受け入れ等の支援や体制づくりに努め、新規就農者等の育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA等関係機関と協議しながら、農作業繁忙期に労働力不足に陥らないためにも、農作業委託や人材育成など、持続可能な農業を実現するために随時、地域の担い手と情報共有しながら必要な対策について話し合う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや遠隔監視等による見回り作業の省力化、捕獲体制の構築等に取り組む。
⑩干害、高温害等の被害防止のため、畑地かんがい施設(西海町土地改良区)を有効に活用する。水路やため池、堤など水資源の維持管理が適切に行えるよう、行政や関係機関への支援を働きかける。